

受付印

被災住宅用地申告書

令和 年 月 日

広島市長 様

申告者	住所又は所在地	(電話)											
	氏名又は名称												
	個人番号又は法人番号												

震災、風水害、火災その他の災害（以下「震災等」といいます。）により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地について、地方税法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けたいので、広島市市税条例第74条の3第1項の規定により次のとおり申告します。

納税義務者	住所又は所在地												
	氏名又は名称												
	震災等の発生時における被災住宅用地の所有者との関係												
被災住宅用地	被災年度に係る賦課期日における所有者	住所又は所在地											
		氏名又は名称											
	所在		地積										m ²
	住宅用地として使用することができない理由	<input type="checkbox"/> 経済的事情により、住宅再建まで時間が必要である。 <input type="checkbox"/> がれき等の処理で物理的に使用できない。 <input type="checkbox"/> その他 ()											
被災住宅用地の上に被災年度の賦課期日において存した家屋	所有者							家屋番号					
震災等の発生した日時及びその詳細		年	月	日				詳細					
備考													

◎ 申告書の記載方法等については、裏面を御覧ください。

◎ 申告に当たっての注意事項

- 1 申告書には次の書類を添付して提出してください。
 - 震災等の発生によって家屋が滅失し、又は損壊したことの事実を証する書類（り災証明書等）
 - 震災等の発生した日以後に被災住宅用地を相続等により取得した場合は、震災等の発生時における当該被災住宅用地の所有者との関係を証する書類
- 2 申告書は、震災等の発生した年の翌年又は翌々年（震災等に伴う避難指示等が行われた場合において、当該避難指示等の期間が翌年以降に及ぶ場合は、震災等の発生した年の翌年から避難指示等の解除後3年までの各年。被災市街地復興推進地域が定められた場合は、震災等の発生した年の翌年から4年までの各年。以下同じ。）の1月31日までに被災住宅用地が所在する区を担当する市税事務所土地係・税務室に提出してください。

◎ 申告書の記載方法

- 1 申告者 … 震災等の発生した年の翌年又は翌々年の1月1日における被災住宅用地の所有者が申告者となります。
 また、申告者の個人番号（又は法人番号）を記載してください（個人番号（12桁）を記載する場合は、先頭の1マスを空欄にして、右詰めで記載してください。）。
- 2 納税義務者 … 震災等の発生した年の翌年又は翌々年の1月1日における被災住宅用地の所有者を記載してください。
 なお、震災等の発生した日以後に被災住宅用地を相続等により取得した場合は、震災等の発生時における当該被災住宅用地の所有者との関係を記載してください。
- 3 被災住宅用地 … 震災等の発生した年の1月1日現在における被災住宅用地の所有者並びに当該被災住宅用地の所在及び地積を記載してください。
 また、震災等の発生した年の翌年又は翌々年の1月1日において被災住宅用地を住宅用地として使用することができない理由として該当するものにチェック（☑）してください。なお、その他にチェックを記載された場合は、カッコ内に具体的な理由を記載してください。
- 4 被災住宅用地の上に被災年度の賦課期日において存した家屋 … 被災住宅用地の上に震災等の発生した年の1月1日において存した家屋の所有者及び家屋番号（登記されている場合に限ります。）を記載してください。
- 5 震災等の発生した日時及びその詳細 … 4の家屋が滅失し、又は損壊した原因となった震災等の発生した日時及びその詳細について記載してください。
- 6 備考 … 震災等の発生した年の1月1日における被災住宅用地の所有者から震災等の発生時まで当該被災住宅用地を取得した場合は、当該被災住宅用地の取得年月日を記載してください。
 また、震災等の発生した日以後に被災住宅用地を相続等により取得した場合は、震災等の発生時における当該被災住宅用地の所有者を記載してください（震災等の発生した年の1月1日における所有者と同一の場合は除きます。）。

◎ 番号及び身元確認に必要な書類

個人番号（マイナンバー）を記載した申告書を提出される際は、本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、次の書類を提示（郵送で提出される際は写しを添付）してください。

区分	番号確認書類及び身元確認書類
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード（個人番号カード） ※ 写しを添付される場合は、表面及び裏面の写しが必要です。
マイナンバーカードをお持ちでない方	① 番号確認書類 通知カード*、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（個人番号の記載があるものに限ります。）などのうちいずれか1つ ※ 令和2年5月25日時点で交付されている通知カードは、記載事項（住所、氏名等）が住民票と一致している場合は、個人番号を証明する書類として引き続きご利用いただけます。 ② 身元確認書類 運転免許証、パスポートなど 上記以外の身元確認書類については、その土地が所在する区を担当する市税事務所土地係・税務室にお問い合わせください。

◎ 申告書の提出先

その土地が所在する区を担当する市税事務所土地係・税務室